

新たな選挙権制限を設けることなく、直ちに公職選挙法 11 条 1 項 1 号を削除せよ

2013 年 3 月 14 日の成年被後見人選挙権東京地裁違憲判決の意義について、早稲田大学戸波江二教授は、3 月 24 日の被後見人選挙権裁判全国集会で次のように解説した。

判決は次のような構造となっている。

- 1) 選挙権制限は「やむを得ない」事由が必要。
- 2) 選挙権行使能力を欠く者に選挙権を与えないことは、合理性を欠くとはいえない。
- 3) しかし成年被後見人の能力と選挙能力は同じでないので、被後見人の能力を借用して選挙権を剥奪することは憲法違反。

日本の学説では「選挙権の行使には一定の判断能力が必要」が一般的。これに反対すると上訴審で破棄される恐れがある。そこで裁判長は「選挙の判断能力」を否定せず、成年後見制度を流用することの違憲性にしぼった。この論理構成は最高裁でも覆すことは不可能だろう。

14 日の地裁判決を受けて、控訴しないようにという世論が高まり、公明党も控訴しないことを主張した。しかし 3 月 27 日、政府は控訴した。同時に、議員立法で公職選挙法を改正することが望ましいともした。

自党内では 27 日に合同会議を開き、選挙権を認める対象について検討を開始した。本人の意思に反して投票を働きかけられる不正をどう防ぐかを課題としているようである。31 日の HNK 日曜討論では、民主党も「選挙能力のある成年被後見人の選挙権を認めるべき」と発言し、選挙権行使には「選挙能力」が必要との認識を示した。

今後危惧されることは、「被後見人」に代えて、たとえば「重度知的・精神障害者、認知症者」に選挙権を与えないという改正をする、あるいは選挙権を与えない範囲の議論に時間がかかるので、「当面」（実質的には今後ずっと）法改正しないという事態となることである。

東京地裁裁判長としての立場からは、今回の判決の論理が最も有効であったとしても、知的・精神・発達障害者に関わる者の立場からは、「選挙能力による選挙権の制限」論には、新たな差別を生じることとして、明確に反対するべきである。

1970 年代から、東京都国立市にある滝乃川学園（知的障害者入所施設、当時私も職員だった）では、重度知的障害者も選挙に参加している。投票所では、字の書けない人が口頭で、あるいは候補者名を指さして特定すれば、選挙管理委員会職員が代筆する。特定できない時には、白紙投票となる。白紙投票も立派な選挙参加である。今回の判決文では「白

票」を「不適正な投票」としている。しかし候補者を特定できない障害者が選挙に参加して白票を投じて、選挙に何の害も及ぼすことがないことは明らかである。

過去において、入所施設経営者等が知的障害者等に特定の候補者に投票するように指示するなどの不正な働きかけを行い、候補者名を書いた紙片を投票所内に持ち込ませたとして刑罰を科せられた事件がある。このような不正を働いた者を罰するべきであり、知的障害者等の選挙権を剥奪するのは本末転倒である。

改正された障害者基本法や障害者総合福祉法では、行政や福祉サービス事業者に「意思決定の支援に配慮すること」が義務づけられた。事業者は、障害者が自らの意思で候補者を選択できるように支援しなければならない。滝乃川学園では、国立市選挙管理委員会との協議により、公職選挙のたびに、候補者自らが（または同じ党の市議会議員等が）知的障害者に直接に語りかける会を設けてきた。実際、市長選挙や市議会議員選挙では、ほぼ全候補者が登壇する（これをもう 30 年間続けているので、国立市では、どんな重度の知的障害者も主権者であるという認識を全議員が持っている）。

新たな選挙権制限（新たな障害者差別）を設けることなく、直ちに公職選挙法 11 条 1 項 1 号を削除するように強く求めたい。

2013 年 4 月 1 日

柴田洋弥

hiroya.shibata@gmail.com